



黒部市民病院医薬品ヒアリング要綱 第3版

1. 目的

- 黒部市民病院(以下当院)における以下の事項を目的とする
 - 医薬品の有効性・安全性・経済性の適切な評価
 - 医薬品情報の一元管理
 - 医薬品の適正使用の推進

2. ヒアリング対象医薬品

- 新規採用を検討する医薬品
- 新たに効能又は効果が追加された採用済み医薬品
- 製造販売承認取得後、薬価収載が見込まれる医薬品
- その他薬剤科長が必要と判断した医薬品

3. ヒアリングの実施

- 医薬品のプロモーション活動は、原則として薬価収載後に実施すること
- プロモーション活動前に、当院薬剤科への資料提出をもってヒアリングとする
- 当院医師等より情報提供の依頼があった場合は、情報提供後5営業日以内に薬剤科への報告と資料提出を行うこと
- 資料の提出及び情報提供の報告は電子メールもしくはDr. JOYで行うこと
- 必要に応じて当院より説明会の開催を要請する場合がある

4. ヒアリングに伴う提出書類

4.1 電子データ（テキスト検索可能なPDFファイルとすること）

- 医薬品プロフィール(当院様式)
- 審査結果報告書
- 中央社会保険医療協議会総会資料（医薬品の新規薬価収載等について 総-1-1）
- 製品情報概要

4.2 書面での提出（製品情報概要のみ）

- 製品情報概要1部を下記住所まで郵送
〒938-8502 黒部市三日市1108-1
薬剤科 医薬品情報管理室宛
※封筒に「ヒアリング資料在中」と明記

改訂履歴

| | 改訂履歴 |
|-----|-------------|
| 初版 | 2022年10月28日 |
| 第2版 | 2023年6月14日 |
| 第3版 | 2024年11月1日 |

